

- ・マイナンバーカードを保険証利用登録している
 - ・利用する医療機関がオンライン資格確認システムを導入している
- 上記該当の方は、マイナ保険証をご利用下さい！

限度額適用認定証・申請対象者

1ヶ月の医療費の窓口負担が自己負担額を超える見込みのある方。※限度額認定証の未交付、認定証を窓口で提出しなかったときでも、高額療養費はあとで健保組合から支給されます。高額療養費は、当健保組合において自動計算となる為、請求申請は不要となります。

注意事項

- ・療養予定期間を必ずご記入ください。
- ・有効期限3カ月
- ・月を遡っての発行は出来ません。例) 5月1日受付の場合、4月からの有効期限の証は発行出来ません。

限度額適用認定証の郵送先について

入院されている病院に直接郵送も対応しております。その場合、病院に確認ください。病院への直接郵送時は、申請書に病院名と住所、受取担当者のお名前をご記入下さい。

限度額認定証と保険資格と一緒に提示すると医療機関での支払が抑えられます



それで、私はいくら払うの？あなたの窓口での支払額はこちら

区分	月の固定給	窓口での支払額（上限）
ア	83万円以上	252,600円 + (総医療費 - 842,000円) × 1%
イ	53万円から79万円	167,400円 + (総医療費 - 558,000円) × 1%
ウ	28万円から50万円	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1%
エ	26万円以下	57,600円

注意 入院時の食事代や居住費、差額ベット代は計算の対象外です。

よくあるご質問

Q.月の固定給が変わったときはどうしたらいいですか？

所得区分の変更には一定のルールがあり、届出は会社が行います。区分変更該当した場合は改めて申請となります。対象者は健保組合から連絡します。

※1 所得区分上昇後、変更前の認定証を使用された場合、申請者様より差額をお振込み頂きます。ご了承ください。

Q.有効期限は、なぜ3か月？

区分変更による差額支払（※1）、退職後の使用防止の観点から、有効期限3か月と規定。期限切れの認定証は速やかに返却し、必要に応じて再申請ください。

Q.医療費が毎月高額になります。自己負担が更に軽減される制度はありますか？

1年間（直近12か月）に3か月以上高額療養費に該当した場合、4か月目から自己負担額が軽減される「多数該当」の制度があります。詳細は当組合HPをご覧ください。